

「強行採決から7年 秘密保護法の廃止を求める12/6集会－公文書管理法、情報公開法の抜本的改正を求める－」への連帯メッセージ

秘密保護法廃止へ！実行委員会の皆さま
集会参加者の皆さま

コロナ禍にも負けず集会開催、大変お疲れ様です。あの深夜に行われた強行採決から早くも7年が経ちました。この間、幸いなことに、皆さまの活動の成果もあり、日本では秘密保護法違反での刑事事件は発生していません。しかし、近隣国であるオーストラリアでは最近、秘密保護法違反事件が発生しました。公共放送ABCニュースがアフガニスタン戦争時のオーストラリア軍による民間人殺害に関する機密文書「アフガンファイルズ」を内部通報者から入手し、報道したところ、ABCニュースが家宅捜索を受け、内部通報者が秘密保護法違反で起訴されたのです。中国の話ではありません。民主的な国家とされるオーストラリアでさえ、秘密保護法が実際に適用され、メディアが捜索を受け、内部通報者が起訴されているのです。日本でもいつ同様の事態が起きてもおかしくありません。

また、日本の報道の自由ランキングは相変わらず低迷したままであり、本日のテーマにもなっている公文書管理法・情報公開法は改正されないまま、相変わらず「海苔弁」状態の黒塗り文書が出されています。政府は記者会見や国会質問において、曖昧かつ非論理的な説明・答弁を繰り返し行い、説明責任を果たすこと無く、真実を知る権利を侵害しています。

今こそ、私たち一人一人が、表現の自由の守り手として、秘密保護法の廃止を求めると同時に、秘密保護法が運用されることないよう監視を続け、政府に対して情報公開を含む説明を尽くさせ、メディアに萎縮・忖度することなき報道を行わせ、知る権利を十分に行使し、知った事実をもとに平和で公正かつ寛容な社会を築いていかなければなりません。

共に闘いましょう！

2020年12月6日
秘密保護法対策弁護団事務局
弁護士 小川隆太郎